

ビルやマンションなどの 貯水槽を正しく管理しましょう



～ 設置者へのお願い ～

ビルやマンションなどの高い建物では、水道管から送られた水をいったんタンクに貯めてから各家庭に給水します。このタンクを貯水槽といい、これらの給水設備を「貯水槽水道」といいます。いつでも安全でおいしい水を飲むために、貯水槽水道の設置者(所有者)は、定期的に点検・清掃を行い衛生管理をしてください。

● 貯水槽水道(受水槽、高置水槽など) の管理基準

1. 貯水槽の清掃

定期的(1年以内ごとに1回)に清掃し、いつも清潔に保ちましょう。

2. 貯水槽の点検

水槽にヒビ割れがないか、汚水などに汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検してください。特に地震、台風、凍結、大雨の後は点検が欠かせません。異常があれば速やかに改善しましょう。

3. 水質検査の実施

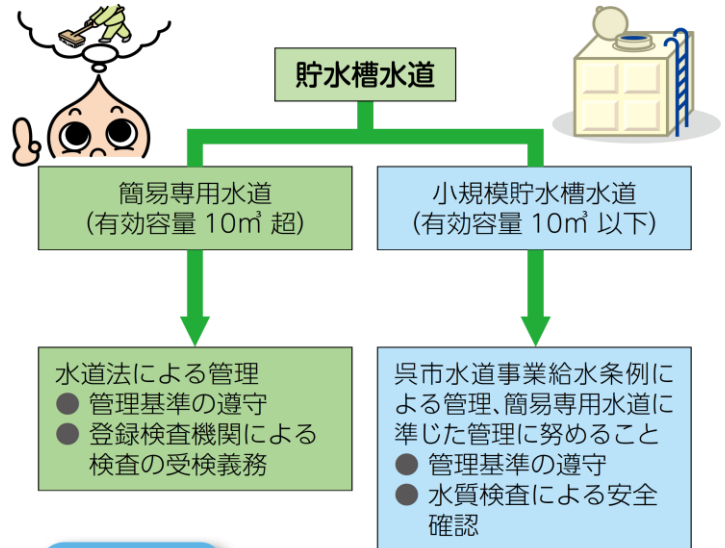
各家庭のじゃ口から出る水の水質検査を定期的に行ってください。異常があるときは、さらに詳しく検査し、安全を確認してください。

4. 利用者への周知

水道水に健康を害するおそれがあるときは、ただちに給水を停止し、利用者に危険であることを周知してください。



上下水道局



問い合わせ

● 貯水槽の管理に関することは

上下水道局 営業課 ☎ 26-1640

● 貯水槽の清掃 ● 水質検査(有料) に関することは

保健所 生活衛生課 ☎ 25-3538